9	(1) 愛媛県伊予市中山町出淵字坪井6―526―2　(898.50) (2) 愛媛県八幡浜市布喜川丁73―6　(369.00)	北緯33度39分44秒東経132度43分36秒の地点と北緯33度25分55秒東経132度26分08秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
10	(1) 愛媛県八幡浜市市川通1460―125　(18.90) (2) 愛媛県八幡浜市布喜川丁73―6　(369.00)	北緯33度27分14秒東経132度25分25秒の地点と北緯33度27分12秒東経132度25分25秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯33度26分53秒東経132度27分02秒東経132度25分31秒の地点と北緯33度26分53秒東経132度25分28秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯33度26分50秒東経132度25分32秒の地点と北緯33度25分48秒東経132度25分50秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

○総務省告示第五百号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の二第四項及び電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）第八条第三項の規定に基づき、昭和五十七年郵政省告示第五百二十九号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）等の一部を次のように改正する。

平成二十一年十月二十一日

総務大臣　原口　一博

一　昭和五十七年郵政省告示第五百二十九号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表二二の項を次のように改める。

二二	削除

二　平成五年郵政省告示第百三十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表六二の項中「電気供給用」を「電気供給業務用」に改め、同表六四の項及び六六の項中「同右」を「電気供給業務用」に改め、同表九一の項を次のように改める。

九一	削除

三　平成十一年郵政省告示第三百三十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表九の項を次のように改める。

九	削除

第一項の表一四の項を次のように改める。

一四	削除

四　平成十一年郵政省告示第五百九十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表四の項及び五の項を次のように改める。

四	削除
五	削除

五　平成十三年総務省告示第二百七十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表一六の項を次のように改める。

一六	削除

第二項の表一七の項中「同右」を「人命・財産の保護用」に改める。

六　平成十三年総務省告示第五百五十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一六の項を次のように改める。

一六	削除

七　平成十五年総務省告示第二十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表六の項を次のように改める。

六	削除

第一項の表七八の項及び七九の項を次のように改める。

七八	削除
七九	削除

第一項の表一〇二の項を次のように改める。

一〇二	削除

第二項の表七の項中「同右」を「人命・財産の保護用」に改め、同表一三の項を次のように改める。

一三	削除

第二項の表一四の項中「同右」を「人命・財産の保護用」に改め、同表三八の項中「同右」を「電気供給業務用」に改める。

八　平成十六年総務省告示第三百四十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表八の項を次のように改める。

八	削除

第一項の表一三の項を次のように改める。

一三	削除

九　平成十七年総務省告示第八百三十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

表三三の項を次のように改める。

三三	削除

十　平成十七年総務省告示第千九号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一五の項を次のように改める。

一五	削除

第一項の表二一の項を次のように改める。

二一	削除